

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏名 盛岡産資源株式会社 代表取締役 村上 一夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷藤 裕 明



許可の年月日 平成27年 9月14日

許可の有効年月日 令和 2年 9月13日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（圧縮処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(2) 中間処理（切断処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設Ⅰ（切断施設と同一施設）

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番1, 165番2, 165番3及び167番

イ 設置年月日 平成17年7月29日

ウ 処理能力 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物を除く。）

472.8t/日（59.1t/時間）

エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

カ 保管施設 別表のとおり

(2) 圧縮施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番1, 165番2, 165番3及び167番

（以下、裏面記載）

イ 設置年月日 平成18年4月27日
ウ 処理能力 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち自動車等破砕物を除く。）
488t/日（61t/時間）

エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

カ 保管施設 別表のとおり

(3) 切断施設（圧縮施設 I と同一施設）

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番1, 165番2, 165番3及び167番

イ 設置年月日 平成17年7月29日

ウ 処理能力 472.8t/日（59.1t/時間）

エ 設置許可年月日 -（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 -（設置許可対象外施設）

カ 保管施設 別表のとおり

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年 9月14日 当初許可

平成20年10月 2日 変更届出書受理（保管設備の概要を変更したこと。）

平成20年10月 3日 事業範囲の変更許可

(1) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理（圧縮処理）について、「これらのうち金属くずに付着して排出されたものに限る。」とする限定を解除したこと。

(2) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理（破砕処理）について、「これらのうち金属くずに付着して排出されたものに限る。」とする限定を解除したこと。

平成22年 9月14日 更新許可

平成23年11月21日 変更届出書受理

(1) 名称を盛岡産資源有限会社から変更したこと。

(2) 代表者を佐々木健から変更したこと。

平成27年 9月14日 更新許可

令和元年 6月 4日 変更届出書受理（施設の設置場所を変更したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県盛岡市乙部5地割158番，159番，160番，161番，162番，163番，164番，165番1，165番2，165番3及び167番

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	2.0	172.5	200.33	70.1	屋外保管
	金属くず	2.0	172.5	175.66	198.5	屋内保管
	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)
処分後の保管	廃プラスチック類	2.5	81.0	110.0	38.5	屋外保管
	金属くず	3.0	108.0	324.0	366.1	屋内保管
	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)

以下余白

